

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和３年度実績）

施 設 名	子どもの家（５５施設）		
所 在 地	宇都宮市中央本町１番地２９　ほか５４箇所		
根拠条例等	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号） 宇都宮市子どもの家条例（令和２年条例第２６号） 宇都宮市子どもの家条例施行規則（令和２年規則第４号）		
設置年月日	令和３年４月１日		
設置目的・ 業 務 内 容	設置目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。	
	業務内容	・ 児童の育成支援その他子どもの家の運営に関する業務 ・ 施設の利用の許可及び制限に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務 ・ その他の業務（利用料金等の徴収、ブロック内の管理調整など） ※ 指定管理者の公募は、市域を１０に区切ったブロックごとに行う。（今回は、うち８ブロックについて公募する。）	
開 所 時 間	小学校の授業日　放課後から午後７時まで 小学校の休業日　午前７時３０分から午後７時まで ※ いずれも、午後６時から午後７時までは延長利用に係る開所時間		
休 所 日	毎週日曜日、国民の祝日、年末年始		
現在の指定管理者	A、E、F、Jブロック：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 Cブロック：学校法人宇都宮YMCA学園 Gブロック：社会福祉法人とちぎYMCA福祉会 Hブロック：社会福祉法人成裕会 Iブロック：社会福祉法人内木会		
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	6１6，720千円 （施設ごとの内訳は別紙1のとおり）	
	使用料（利用料金）収入	421，101千円 （施設ごとの内訳は別紙1のとおり）	
利用者数（登録児童数）	4，327人（施設ごとの内訳は別紙1のとおり）		
施 設 構 造	別紙2のとおり		
敷地面積 （㎡）		延床面積 （㎡）	別紙2のとおり

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	別紙2のとおり	—	—
そ の 他 特 記 事 項	利用料金制を採用（利用料金の額は条例に定める使用料と同額で固定）		
	区分		金額
	基本利用（小学校の休業日のみの利用の場合を除く。）		午後6時までの利用 1月につき 7,600円
	小学校の休業日のみの利用	夏季休業日	午後6時までの利用 1期につき 12,800円
		学期間休業日	1期につき 920円
		冬季休業日	1期につき 1,800円
		学年末休業日	1期につき 2,300円
		学年始休業日	1期につき 2,300円
	延長利用		午後6時からの利用 1日につき 100円
	生活保護受給世帯及び就学援助費の交付対象世帯は、指定管理者に対する申請により、午後6時以降の延長料金を除く利用料金の全額を免除（免除した利用料金相当額は市から指定管理者に負担金として補填）		
	利用料金と別途、利用者のおやつ代（月額2,000円程度）や傷害保険料などの実費を指定管理者が徴収		